

別表Ⅰ 〈〈訪問看護ステーションあいあい福岡 利用料金〉〉

保険種別		介護保険による訪問看護サービス				医療保険による訪問看護サービス			
サービスを利用できる方		要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方				主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない(非該当)の方等 ②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や症状の方等			
訪問回数		ケアプランに準ずる				厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算、急性増悪時を除き週3回まで			
区分		内容	単位数 (単位)	料金 (円)	備考	内容		料金 (円)	備考
基本報酬 (保険適応)	所得に応じて1割～3割負担となります		1単位＝		10.7	負担割合証参照	所得に応じて1割～3割負担となります		保険証参照
	20分未満(24h体制、20分以上/週1回)		313		3,349		訪問看護基本療養費Ⅰ(1回30～90分)		
	30分未満		470		5,029	1回あたり	週3日目まで		5,550
	30分以上60分未満		821		8,785	1回あたり	週4日目以降		6,550
	60分以上90分未満		1,125		12,038	1回あたり	基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で同一日複数者)		
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問(1回20分)		293		3,135	1回あたり	週3日目まで		2,780
							週4日目以降		3,280
							基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護)		8,500
							管理療養費 月の初日 2日目以降		7,440 3,000
加算 (保険適応)	早朝加算(午前6時～午後8時)		基本報酬25%増			早朝(午前6時～午後8時)訪問看護加算		2,100	
	夜間加算(午後6時～午後10時)		基本報酬25%増			夜間(午後6時～午後10時)訪問看護加算		2,100	
	深夜加算(午後10時～午前6時)		基本報酬50%増			深夜(午後10時～午前6時)訪問看護加算		4,200	
	中山間地域等提供加算		基本報酬5%増			24時間対応体制加算		6,400	ひと月あたり
	サービス提供体制強化加算		6	64		特別管理加算		2,500	ひと月あたり
	初回加算(新規利用者)		300	3,210	利用開始月	※気管切開・留置カテーテル使用状態等		5,000	
	又は退院時共同指導加算		600	6,420	1回あたり	難病等複数回訪問加算2回/日の場合		4,000	
	緊急時訪問看護加算		574	6,142	ひと月あたり	3回/日の場合		7,200	
	特別管理加算Ⅰ		500	5,350	ひと月あたり	長時間訪問看護加算(週1回)		5,200	
	特別管理加算Ⅱ		250	2,675	ひと月あたり	緊急訪問看護加算		2,650	
	特別管理の対象者で90分以上かかる時※1					訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000	
	長時間訪問看護加算		300	3,210	1回あたり	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ		10,000	
	ターミナルケア加算		2,500	26,750	ひと月	複数名訪問加算(週1回)		4,500	
	複数名訪問加算Ⅰ30分未満		254	2,718	1回あたり	訪問看護情報提供療養費		1,500	ひと月あたり
	30分以上		402	4,301	1回あたり				
	複数名訪問加算Ⅱ30分未満		201	2,151	1回あたり				
	30分以上		317	3,392	1回あたり				
	看護・介護職員連携強化加算		250	2,675	ひと月				
	※1.別途任意で契約								
その他(保険外サービス)									
①交通費 通常の事業の実地地域 通常の事業の実地地域以外 3Km未満 3Km以上5Km未満 5Km以上10Km未満 10Km以上 ※コインパーキング等の駐車料金は実費			無料 無料 100 200 300			③超過利用料金(90分を越える訪問看護) 30分毎 ※保険による訪問の延長			3,000
②保険外の訪問やオンコール 30分未満 30分以上1時間未満 以降30分を超えるごとに ※前述の交通費も必要になります。			6,000 12,000 6,000						
キャンセル料 利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、その一割の額を徴収する。 ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではない。									
その他 サービス提供に必要な費用(介護用品等)・・・・・・実費									

※各種保険の他、公費負担医療もお取扱いいたします。また、主治医より一時的に頻繁な訪問看護の必要があるとの指示があった場合は、医療保険での対応となります。